

相続預金手続き

ケース別

必要書類&注意点

第7回のケース

八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員・税理士・行政書士・CFP®
会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所開設。企業支援と相続関連業務に強み。

相続人の中に未成年者がいる場合、
相続人の方に準備いただく書類と注意点は?



相 続人が未成年者であっても当然に相続人としての権利を有しますが、婚姻経験のない20歳(2022年4月から、成人年齢は18歳に引き下げられるため注意) 未満の未成年者は、単独では遺産分割協議を含む一定の法律行為ができません。そのため相続手続きにおいては、特別代理人を選任して本人に代わって遺産分割協議を行うこととなります。

未成年者は法的に「自分自身で物事を判断する能力がない」とみなされており、民法では、未成年者が単独で行った一定の法律行為は取り消すことができることとされています。

したがって、未成年者が単独で遺産分割協議に参加して相続人間で合意に至ったとしても、後で取消しされる可能性があります。このことから、遺産分割を有効に確

定させるためには、未成年者の親権者(父母)の代理が必要となります。

特別代理人の選任が必要になる

ただ、未成年者が相続人である場合の相続手続きにおいては、親子がともに相続人として遺産分割協議に参加するケースも少なくありません。その場合には「利益相反」の関係が問題になります。

利益相反とは、遺産分割協議でいえば、例えば父母が遺産を多く取得しようとして子の取得分が少なくなるような関係——一方の利益がもう一方の不利になるような関係を指します。そのような利益相反関係にある状態では未成年者の権利を保護で

サンプル1 遺産分割協議書の署名欄

～ 以上 割愛 ～
上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。
令和3年8月18日
山口県山口市滝町1丁目1番1号 相続人 近代花子 ㊟
山口県山口市滝町1丁目1番1号 未成年者相続人 近代二郎
上記 特別代理人
山口県光市光ヶ丘8丁目8番8号 古代 和代 ㊟

サンプル2 添付された遺産分割協議書(案)

遺産分割協議書(案)
被相続人 近代太郎の死亡により開始した遺産相続において、相続人 近代花子及び相続人 近代二郎の特別代理人 古代和代は、協議を行った結果、後記のとおり遺産分割協議が成立した。
なお、遺産分割の趣旨は、後記記載の預貯金の全てを近代花子へ承継させることで、当該預貯金を適切に管理し、未成年者である近代二郎の養育費や生活費にあてることにある。
～割愛～

きないという見地から、家庭裁判所に申し立て、利益相反関係になり「特別代理人」を選任することになります。
相続預金の払戻し手続きでは、預金者が亡くなった事実や相続人がだれかを戸籍謄本で確認します

が、その際に相続人の戸籍に記載されている生年月日を必ず把握しましょう。もし相続人の中に未成年者がいれば、家庭裁判所が選任した特別代理人が未成年者の代わりに相続手続きを行います。
未成年の相続人については、特別代理人が代理して遺産分割協議を行いますので、遺産分割協議書・相続届の署名押印欄には「代理した特別代理人の署名押印」が必要です(サンプル1)。未成年者自身が署名押印するわけではありませんので注意が必要です。
次に特別代理人の身分を証明する書類として、家庭裁判所から交付を受ける特別代理人審判書の謄本(サンプル3)の提出を求めます。審判書の謄本は、遺産分割協議書(案)とセットになっています(サンプル2)。
この遺産分割協議書(案)は、家庭裁判所が「未成年者の不利益にならない内容」と認めたものです。実際に提出のあった遺産分割協議書や相続届と整合しているかどうか確認しましょう。

図表 未成年の相続人がいる場合の必要書類など



- ①相続届 預金の相続人に記入・実印を押印してもらう
■預金残高欄はトラブル防止のため金融機関側で記入する取扱いもある
- ②出生から死亡までの連続した被相続人の戸籍謄本等
本籍地の市区町村役場で取得(戸籍全部事項証明書=1通450円～、除籍謄本=750円～)
■「被相続人の本籍地がわからない…」というお客様には、死亡時点での住所地の市区町村役場で本籍地入りの住民票を発行してもらい、その本籍地を参照してもらう
郵送で取得可能(発行手数料は、郵便局の定額小為替で支払う)
- ③すべての相続人の現在の戸籍謄本等
相続人の年齢を確認し、未成年者の場合には特別代理人の選任を確認
- ④すべての相続人の印鑑証明書
■特別代理人の印鑑証明書が必要(未成年者の印鑑証明は不要)
住所地の市区町村役場等にて取得してもらう(1通300円～)
マイナンバーカードを用いてコンビニで発行できる自治体もある
発行後6ヵ月以内
■「実印を作っていない…」というお客様には、役場で印鑑の登録をしてもらう
- ⑤特別代理人選任審判書の謄本
申立てから1ヵ月程度で審判が下りる
■裁判所に提出した遺産分割協議書案を確認
- ⑥遺産分割協議書又は相続届
■審判書に添付された遺産分割協議書案と同じ内容で遺産分割されているか確認
■未成年者相続人に代わって特別代理人が署名押印しているか確認
- ⑦相続預金の通帳・キャッシュカード
■貸金庫取引がある場合にはその鍵など、お客様の状況に応じて案内する
■通帳や証書等が見つからない場合は、喪失届などの提出を求める

サンプル3 特別代理人選任審判書の謄本

令和3年(家)第456号
審判
～ 割愛 ～
上記申立人からの特別代理人選任申立事件について、当裁判所はその申立を相当と認め、次のとおり審判する。
主文
被相続人 近代 太郎(令和3年7月7日死亡)の遺産につき、別紙遺産分割協議書のとおり分割協議をするにつき、未成年者の特別代理人として下記の者を選任する。
住 所 山口県光市光ヶ丘8丁目8番8号
特別代理人 古代 和代
令和3年8月8日
山口家庭裁判所
家事審判官 山口百子 ㊟
以上は謄本である
同日同庁裁判所書記官 光山照章 ㊟